

保護者のみなさまへ

加古川市教育委員会

令和5年度日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、学校管理下（※1）や登下校時（※2）における児童生徒の負傷・疾病等（管理下の事故が起因するもの）について、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）を行う互助共済制度です。

災害共済給付制度では、原則として各種健康保険を適用した診療で、一つの負傷等の療養（治療）に要した総医療費が5,000円以上（自己負担額が累計1,500円以上となるもの）の場合に、センターが内容を審査し、総医療費の4割分の給付を行います。（※3、※4）

なお、共済掛金は、次のとおり保護者と学校の設置者（加古川市）がそれぞれ負担することになりますので、よろしくお願ひします。

【令和5年度 共済掛金等の額】

	共済掛金の額	保護者負担額	設置者負担額
小・中学校	935円	460円	475円
高等学校	2,165円	1,770円	395円

（※1）「学校管理下」とは、教育課程に基づく授業又は課外指導を受けている時や、休憩時間中などをいいます。

（※2）「登下校時」とは、通常の経路及び方法による通学途中をいいます。ただし、交通事故は給付の対象外となります。

（※3）学校園管理下での負傷・疾病等で医療機関（接骨院・整骨院での柔道整復師による施術を含む）を受診する場合は、医療機関に「学校園でのけがです。」と伝えていただき、医療費助成制度（乳幼児等医療・こども医療・障害者医療・母子家庭等医療）は使用せず、総医療費の3割を自己負担してください。

（※4）一つの負傷等による療養（治療）が継続した場合は、初診日から10年間給付を受けられます。ただし、請求は受診の日から2年以内に行ってください。